

架空請求詐欺の手口（例）

アダルトサイト、オンラインゲームなどの有料サイト

携帯電話やパソコンの画面に「契約完了」などと表示し、不当に高額な料金を請求するほか、「連絡がなければ法的措置を取る」「最終通告」などと書かれた根拠のないメールなどを送りつけ、連絡をさせようとする手口などがあります。」

身に覚えはないが、もしかしたら自分が何かしてしまったのかという不安を煽ります。見の覚えのない請求には応じないようにしましょう。

老人ホーム、証券、未公開株などの勧誘販売

「購入権利が当たりました。あなたにしか買えない。」

架空なので購入した後連絡が取れなくなるなど、お金だけ失います。

「購入希望者が他にもいるので名義を貸して欲しい。」

名義貸しは違法行為と犯人に仕立て上げ、違法行為を逃れるための手続きと称し、金を騙し取ります。

身に覚えのない請求には応じないようにしましょう。
絶対に自分から連絡をしないようにしましょう。
個人情報教えてしまうことになり、二次被害のもとになります。



森っこサンちゃん